



ベトナム2019年改正教育法（前半）

関口, 洋平
近田, 政博

(Citation)

国際協力論集, 31:117-138

(Issue Date)

2023-12-20

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100485840>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485840>



[翻 訳]

ベトナム 2019 年改正教育法 (前半)

関口 洋平^{*1}
近田 政博^{*2}

解説

2019 年改正教育法は、1998 年教育法、2005 年改正教育法に次ぐ、ベトナムで三度目に制定された教育法である。最初の教育法は 1998 年に公布、翌 99 年に施行している。同法は社会主義市場経済体制における教育理念や教育活動をはじめて体系的に表現したものである。ベトナム政府は 2005 年に同法を全面的に改正し、翌年に施行した。1998 年教育法が教育普及を重視したのに対し、2005 年改正教育法では一定程度普及した教育の質や水準をどのように高めるかに注力している。ベトナム政府はこの改正教育法を 2009 年、2014 年、2015 年に一部改正・追加したのち、再び全面的な改正を行い、2019 年 6 月 14 日の第 14 期国会第 7 会期において可決、翌 20 年 7 月 1 日に施行している。これが今回翻訳する 2019 年改正教育法である。

2019 年改正教育法は全 115 条からなる。章構成は、第 1 章 総則 (1～22 条)、第 2 章 国民教育制度 (23～46 条)、第 3 章 学校、特殊学校、その他の教育機関 (47～65 条)、第 4 章 教員 (66～79 条)、第 5 章 学習者 (80～88 条)、第 6 章 教育における学校・家庭・社会の責任 (89～94 条)、第 7 章 教育への投資と教育財政 (95～103 条)、第 8 章 教育に対する国の管理 (104～112 条)、第 9 章 試行に関する条項 (113～115 条) となっている。分量・構成上は従来の教育法をほぼ踏襲している。

教育普及の観点からは、次の点を指摘でき

* 1 畿央大学教育学部准教授

* 2 神戸大学大学院国際協力研究科教授、大学教育推進機構教授

る。2019年改正教育法では就学前教育および前期中等教育の普遍化をめざしている（第5条等）。社会的な脆弱層への教育普及や、生涯学習社会の形成を強調している（第13条等）。私学セクターの発展に関しては、ベトナム国内外の投資家の役割を定めている（第54条）。これらは、2030年までのSDGs目標4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に対応していると考えられる。

教育の質保証の観点からは、次の点を指摘できる。就学前教育および初等・中等教育の各課程において、到達目標としての資質・能力や教育評価に関して定めている（第25条等）。教員の質的向上については、小学校教員の学歴要件を学士以上に引き上げることで、教員養成の国際標準に合わせようとしている（第72条）。さらに、ASEAN地域における教育の質保証や域内の人材の流動性を高めるべく、「国家資格枠組み」を定め（第104条）、教育制度・政策への国の関与を強めている。他方、共産党の末端組織である「ホーチミン少年先鋒隊」の学校教育における役割を明記するなど（第93条）、一定の思想統制により、グローバル化対応とバランスをとるような記述もある。

2019年改正教育法は、量的拡大と質保証の両面においてグローバル化、国際的な教育潮流への対応に比重を置いている一方、国民形成・統合を強化しようとする側面もみられる。ただし、いわゆる社会主義的な表現は全体的には少なくなっている。同法の基本的な

方向性は、グローバル化対応を意識しながら、質の高い教育の普及を通じて、ベトナムの個人および国全体の競争力の底上げを図ることである。

以下、本文

2019年第14期国会 法令第43号
ハノイ、2019年6月14日

教育法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、国会はここに教育法を公布する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

本教育法は国民教育制度について規定する。国民教育制度とは、教育機関、教員、学習者、教育の国家管理機関、教育活動に関連する機関、組織、個人の権限と責任を指す。

第2条 教育の目標

教育の目標はベトナム人の全面的な発達にある。道徳、知識、健康、審美眼、職業観を備え、公民としての資質、能力、意識を備え、愛国心と民族精神¹をもって民族独立の理想と社会主義に対し忠誠を誓うベトナム人の養成とともに、国民の知的水準を高め、個人一人ひとりの潜在能力と創造的可能性を発揮さ

せ、人的資源の開発と人材の養成を行い、祖国の建設と防衛、国際統合に資する人材の養成を目標とする。

第3条 教育の性質と原理

1. ベトナムの教育は、人民的、民族的、科学的、現代的な性格をもつ社会主義教育であり、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想を基礎とする。
2. 教育活動は学習と行動を両立する原理、すなわち、理論と実践の統合、学校教育と家庭教育および社会教育の結合に基づいて実現されなければならない。

第4条 教育の発展

1. 教育の発展は最重要の国家政策である。
2. 教育の発展は、社会・経済の発展や科学技術の進歩、国防・安寧の強化への需要に対応する必要がある。教育の発展は、標準化、現代化、社会化を実施し、職業的構造、教育水準の構造、人的資源の構造、地域的構造のバランスを取る必要がある。さらに、教育の質と効果を保障したうえで、教育規模の拡大を図ること、および訓練と採用を結びつけることが必要である。
3. すべてのひとが教育にアクセスし、あらゆる教育段階と形態において学習し、生涯にわたって学習することが可能となる機会を整備するために、開放的教育システムを発展させ、学習社会を形成する。

第5条 用語の解説

本教育法における各用語の定義は次のとおりである。

1. 正規の教育とは、特定のカリキュラムを実現することを目的とする、教育機関における学習課程に基づく教育のことである。正規の教育は各教育段階の目標や教育の水準に応じて設計され、国民教育制度における卒業証書（学位）²を授与することができる。
2. 生涯教育とは、特定のカリキュラムを実現することを目的とする教育である。生涯教育はカリキュラム実現の形態、時間、方法、場所について柔軟に組織され、学習者の生涯学習への需要に応じるものである。
3. 教育の質保証とは、教育機関あるいはカリキュラムが教育の質に関する基準に達しているかどうかを評価し、承認する活動のことである。教育の質保証は、権限を有する機関、組織によって行われる。
4. 学年制とは、学年に基づき教育・訓練の過程を組織する形態である。
5. 単位とは、知識や技能の分量を測定するために用いられるユニットのことであり、一定期間において蓄積された学習成果のことである。
6. モジュールとは、学習者が職業における仕事の一部分ないしは全部を遂行する能力を身に付けるように、知識・技能・態度を完全に統合する学習ユニットのことである。

7. スタンダードとは、特定のカリキュラムを修了した際に学習者の資質、能力について到達することが求められる水準のことである。
8. 教育の普遍化³とは、法律の規定に基づいて、当該年齢にあるすべての公民が学習し特定の学歴に達することができるように、教育活動を組織するプロセスのことである。
9. 義務教育⁴とは、法律の規定に基づいて、当該年齢にあるすべての公民が最低限の学歴に達するように学習することが義務として規定された教育のことである。義務教育は、国家によって実現のための条件が保障される。
10. 高校水準の知識量⁵とは、高校のカリキュラムにおいて基本的で、核となる知識、技能のことである。より高次の職業教育課程において学習を継続することができるように、学習者は高校水準の知識量を蓄積しなくてはならない。
11. 投資家とは、国家予算以外の資本を基にして教育領域において投資活動を実施する組織、個人のことであり。投資家には、国内の投資家および国外の投資家が含まれる。
12. 教育機関とは、国民教育制度において教育活動を実施する組織のことである。教育機関には、学校およびその他の教育機関が含まれる。

第6条 国民教育制度

1. 国民教育制度は、開放的で、一貫性のある教育制度である。国民教育制度は、正規の教育と生涯教育からなる。
2. 国民教育制度における教育段階と教育水準は、次のように構成される。
 - a) 就学前教育⁶は、託児所と幼稚園で行われる。
 - b) 普通教育は小学校、基礎中学校（以下、中学校）と普通中学校（以下、高校）で行われる。
 - c) 職業教育は、初級課程、中級課程、短大課程⁷、およびその他の職業教育課程で行われる。
 - d) 高等教育は、学士課程、修士課程、および博士課程で行われる⁸。
3. 政府首相は国民教育制度の構造枠組み、およびベトナム国家資格枠組み⁹の承認について決定する。政府首相は、職業教育、高等教育の教育課程に対して、教育期間、各教育水準において求められる基準、最低限の学習量について規定する。
4. 教育訓練大臣と労働・傷病兵・社会大臣は、その任務と権限の範囲において、教員養成の分野に属する短大および高等教育課程、並びに、健康の分野に属する短大および高等教育課程の入学条件について規定する。

第7条 教育に求められる内容と方法

1. 教育の内容は基礎的、全面的、实际的、現代的、体系的な性質をもち、常に更新

され、思想教育、道徳的資質、公民意識を重視し、よき伝統や民族文化のアイデンティティを継承・発揮し、人類の文化的遺産を受け入れ、学習者の身体的、知能的、心理的・生理的、そして能力の発達に対応しなくてはならない。

2. 教育の方法は、科学的であり、学習者の積極性、自覚性、主体性、創造性を伸ばし、学習者が自ら学び協力する能力、実行力、および学習に専念する気持ちや向上心を養うものでなければならない。

第8条 教育カリキュラム

1. 教育カリキュラムは教育目標を体现し、標準的な知識・技能、到達することが求められる学習者の資質と能力、教育内容の範囲および構造、教育活動組織の方法および形態について規定し、学年、学校段階ごとの科目に関する教育成果の評価方法、あるいは各教育水準における科目、モジュール、専攻分野に関する教育成果の評価方法を規定する。
2. 教育カリキュラムは科学的、実践的性格をもち、学校段階ごと、教育水準の間において一貫性、連続性をもつことが求められる。そして、地方や教育機関が主体的に適した教育計画を展開することができるように、国民教育制度における教育の水準や分野、教育の形態の間で分岐したり、転換したりする条件を整える。教育カリキュラムはジェンダー平等の目標に対応し、国際統合の要求に応じるも

のである。教育カリキュラムは全面的に教育の質保証を行なうための基礎である。

3. 教育カリキュラムに規定された標準的知識および技能、到達することが求められる学習者の資質と能力は、普通教育においては教科書によって、職業教育および高等教育においては教科書や教材によって具体化されなければならない。教科書や教材は教育方法の需要に対応しなければならない。

4. 教育カリキュラムは、就学前教育と普通教育では学年制で実施される。職業教育と高等教育では学年制、モジュールによる積算方式、単位積算方式、ないしは単位積算方式と学年制の結合方式で実施される。

学習者がある教育カリキュラムにおいて取得した学習成果、単位、もしくはモジュールは、その学習者が学問分野や学習形態を変更する際、あるいは上の学級やより高い教育水準へ進む場合には、別の教育カリキュラムにおける科目履修、単位、もしくはモジュールに相当するものとして換算することができる。

5. 教育訓練大臣と労働・傷病兵・社会大臣は、その任務と権限の範囲において、本条において規定された高等教育および職業教育の各教育課程におけるカリキュラムの実施について規定する。また、学習成果や単位換算の承認方法について規定する。

第9条 キャリア教育と教育の複線化¹⁰

1. キャリア教育とは、生徒が職業に関する知識を備え、自らの希望や長所と社会における雇用の需要に鑑みながら職業を選択することができるようになるため、教育機関の内外で進められる体系的な方法のことである。
2. 教育の複線化とは、キャリア教育の実現を基礎としながら教育活動を実施する方法のことである。個人の能力や具体的な条件、社会の需要に応じて、中学校や高校を卒業した生徒が次の学校段階に進学すること、より高い教育課程に進学すること、職業教育の課程に進学すること、あるいは労働に参加することができるように条件を整え、国家発展のニーズに応じて労働市場の職業構造が調整されるように貢献する。
3. 政府は、社会・経済の発展ニーズに対応した各フェーズに基づいて、職業教育と教育の分岐の詳細を規定する。

第10条 教育の一貫性

1. 教育の一貫性とは、これまでに得られた学習成果を活用することで、同じ専門分野や職業分野における異なる学校段階や教育水準で学習を継続すること、あるいは異なる専門分野や職業分野、異なる教育形態、異なる教育課程に移動する際に学習を継続することを可能にすることである。そのために、普通教育、職業教育、高等教育における学校段階間、教育水準

間において調整が求められる内容について対応するとともに、一貫性を保障しなくてはならない。

2. 教育の一貫性は、質保証の条件を満たすものでなくてはならない。教育カリキュラムは、ベトナム国家資格枠組みにおける教育水準のスタンダードに基づいて、知識や技能の継承と統合を方針として編成される。学習者はこれまでのカリキュラムにおいて蓄積してきた知識や技能を学び直すわけではない。
3. 政府は、国民教育制度における学校段階間、教育水準間の教育の一貫性の詳細を規定する。

第11条 教育機関において用いられる言語、文字

1. 教育機関で正式に用いる言語はベトナム語とする。政府は教育の目標および教育内容に関する詳細な要求に基づき、教育機関における外国語の教育・学習について規定する。
2. 国家は、政府の規定に基づいて少数民族の学習者が民族の話法と書法について学習することを奨励し、環境を整備する。また、政府は障害者法に基づいて、聴覚や言語に障害をもつ学習者が手話によって学習することや視覚障害をもつ学習者がブライユ点字によって学習することを奨励し、環境を整備する。
3. 教育カリキュラムで規定された外国語は、国際交易で広く使われている外国語

である。教育機関における外国語教育は、学習者が継続的に学び、効果を上げられるように保障しなければならない。

第 12 条 卒業証書（学位）・修了証書（資格）¹¹

1. 国民教育制度における卒業証書（学位）は、本教育法の規定に基づき、各教育段階の卒業時、あるいは教育カリキュラムの修了時に、教育の水準に対応するスタンダードに達することで学習者に授与される。
2. 国民教育制度における卒業証書（学位）の種類は、中学校卒業証書、高校卒業証書、中級職業学校卒業証書、短大課程卒業証書、学士、修士、博士、並びに教育の水準に対応する卒業証書からなる。
3. 国民教育制度における修了証書（資格）は、課程修了後の学習成果を確認するために、あるいは学問や職業の水準を向上させるために授与される。あるいは、規定に基づき、修了証書（資格）を取得するための試験を受けた学習者に授与される。
4. 類型や教育形態に関わらず、国民教育制度における教育機関によって授与された卒業証書（学位）および修了証書（資格）は、法規上において同等の価値をもつ。
5. 政府は高等教育の卒業証書（学位）の体系を公布するとともに、特殊専門教育分野に対応する教育水準の卒業証書（学位）について規定する。

第 13 条 公民¹²の学習する権利と義務

1. 学習は公民の権利かつ義務である。すべての公民は、民族、宗教、信仰、性別、人格、出自、家庭、社会的地位、あるいは経済状況によって差別されることなく、学習機会が等しく与えられる。
2. 国は教育における社会的公正¹³を実現し、安全な教育環境を整え、インクルーシブ教育を保障し、学習者が自身の潜在能力や才能を発揮するための条件を保障する。
3. 国は、少年法において規定された特別な背景をもつ子女、障害者法において規定された障害をもつ子女、貧困世帯あるいは貧困に近い世帯の学習者に対し、優先的な教育条件を与えることにより、彼らが学習する権利と義務を保障する。

第 14 条 教育の普遍化と義務教育¹⁴

1. 小学校教育は義務教育である。
国は、5 歳児に対して就学前教育および中学校教育を普遍化させる。
2. 国は全国で義務教育を実施するための責任を有する。また、国は教育を普及させるための計画について決定するとともに、実施のための条件を保障する。
3. 規定の年齢に達したすべての公民は、教育を普及させ義務教育を完成させるために、学習の義務を有する。
4. 家庭・後見人は、教育を普及させ義務教育を完成させるために、規定の年齢に達した家庭の構成員に対して、学習する

ことができるように条件を保障する責任を有する。

第15条 インクルーシブ教育

1. インクルーシブ教育はさまざまなニーズと能力をもつ学習者に応じるための教育の方法である。インクルーシブ教育は、平等な学習の権利と教育の質とを保障し、学習者のニーズや個性、能力に対応するものである。学習者の多様性と違いを尊重するが、その扱いにおいて差別するものではない。
2. 国は少年法の規定に基づく特別な困難を抱える子どもの学習者、障害者法の規定および関連する法律の他の規定に基づく障害者の学習者に対し、彼らがインクルーシブ教育を受けるための支援的政策を講じる。

第16条 教育の社会化¹⁵

1. 教育の発展・学習社会の形成は国家的かつ全国的事業である。
2. 国は教育事業の発展に重要な役割を果たし、教育機関の形態と教育の方式を多様化させ、公民の動員や組織化、および個人が教育活動の発展に参加することを奨励する。国は、質の高い教育を求める社会に応じるように民立、私立の教育機関の発展¹⁶を奨励する。
3. 組織、家庭、個人は教育活動に配慮し、教育目標を達成するために教育機関と連携し、安全かつ健全な教育環境を形成す

る。

4. 教育活動において成果を上げた組織、個人は法律の規定に基づき顕彰される。

第17条 教育への投資

1. 教育への投資は、発展への投資である。教育の領域における投資は、法律の規定に基づき、投資において条件を満たすことで優遇および支援を受ける経営投資領域に属する投資活動である。
2. 国は教育への投資を優先し、教育に対しさまざまな投資家を引き付ける。そして、山岳地域、島嶼部、少数民族居住地域、特別な困難を抱える社会・経済条件をもつ地域、工業地帯における教育の普遍化、教育の発展への投資を優先する。

国は、全国の組織や個人、外国に定住するベトナム人、外国の組織や個人が教育に投資することを奨励し、彼らの合法的な権利や利益を保護する。

3. あらゆる資源を教育に投入する上で、国家予算は主導的な役割を果たす。

第18条 教育管理職¹⁷の役割・責任

1. 教育管理職は教育活動の組織化、管理、指導において、重要な役割を果たす。
2. 教育管理職は、学習・修練し、品格・専門水準・管理能力を高めるとともに、法律の規定に基づく各スタンダードや基準を実現する責任を有する。
3. 国は教育管理職を養成し、その質を高める計画を立てる。

第 19 条 科学・技術活動

1. 科学・技術活動は教育機関の任務の一つである。
2. 教育機関は、教育、科学研究、および社会・経済の発展に寄与するための技術移転において、独自にこれを展開するか、あるいは科学・技術組織、生産、経営、サービスを行う機関と連携する。
3. 国は教育機関に科学・技術活動を行うための条件づくりを行う。また、国は教育の質的向上のために、および教育機関が地域および全国の文化、科学、工業の中心となるようにするべく、教育と科学研究、生産を結合させる。
4. 国は、教育機関における科学・技術活動の発展を優先させる政策を講じる。教育に関する方針や政策は、科学研究の成果、およびそのベトナムでの実践と国際動向に基づいて立案されなければならない¹⁸。

第 20 条 教育機関における宗教活動の禁止

国民教育制度における教育機関、国家機関、政治組織、政治・社会組織、人民軍の組織において、宗教的宣言および宗教的儀式の実施を禁止する。

第 21 条 教育活動における禁止事項

1. 国の政策や法律を妨げ、国家に背任し、全民族の大団結¹⁹に不和をもたらし、暴力を煽り、侵略戦争を喧伝し、よき伝統を破壊し、迷信や時代遅れの習俗を広め、

学習者を社会の悪弊に染めるような教育活動を禁止する。

2. 教育活動を利益追求の目的で利用することを禁ずる。

第 22 条 教育機関において厳禁とされる行為

1. 人格、名誉を棄損し、教育機関における教員、幹部、労働者および学習者の身体を冒瀆すること。
2. 教育内容を歪曲すること。
3. 学習、評価活動、筆記試験、入学試験²⁰において不正行為を行うこと。
4. 喫煙、飲酒、安全や秩序を侵すこと。
5. 資金集めの目的で生徒に私的補習を強制すること。
6. 資金や物品を得る目的で経済援助、教育支援を強制すること。

第 2 章 国民教育制度**第 1 節 教育段階と教育の水準****第 1 項 就学前教育****第 23 条 就学前教育の位置、役割、および目標**

1. 就学前教育は国民教育制度における最初の教育段階である。就学前教育は、ベトナム人が全面的に発達するための基礎であり、生後 3 か月から 6 歳までの乳幼

児の保育、世話、教育をしなければならない。

2. 就学前教育は、乳幼児の発育、情操、知能、審美眼などの発達を促し、人格の基本を形成し、小学校に入学するための準備を行うことを目標とする。

第24条 就学前教育に求められる内容と方法

1. 就学前教育に求められる内容は、乳幼児の心身の発育に対応するものでなくてはならない。それは、保護、世話、養育、教育の調和を図り、乳幼児の身体、情操、社会的スキル、知能、審美眼などについて全面的に発達させ、乳幼児の違いを尊重するとともに、年齢別の違いと小学校との一貫性に対応するものでなくてはならない。
2. 就学前教育の方法は次のように規定される。
 - a) 託児所は、乳幼児が積極的に活動したり、遊んだりすることのできる条件や、大人と乳幼児と一緒に過ごすような環境を整えるための教育を行わなければならない。また、託児所は、乳幼児の五感や感情、心身のはたらきを刺激するような教育を行わなければならない。
 - b) 幼稚園は、児童がさまざまな方法で周囲の環境のなかで遊び、体験し、探求し、発見する条件を整え、児童のニーズや興味に応じるための教育を行わなければならない。

第25条 就学前教育のカリキュラム

1. 就学前教育のカリキュラムは次に示す要求を満たすものでなくてはならない。
 - a) 就学前教育の目標を体現するものであること。
 - b) 各年齢、教育活動、教育活動を実施する際の方法と形態、教育環境、乳幼児の発達に対する評価について、それぞれ到達目標²¹を規定すること。
 - c) 国全体において統一させるとともに、運用においては柔軟に実施し、地方や就学前教育機関の具体的な条件に対応させること。
2. 教育訓練大臣は国家就学前教育カリキュラム審議会を設立し、同審議会は就学前教育のカリキュラムについて認定する。同審議会の構成は、教育に関して経験と威信がある教員、教育管理職、科学者、並びに関連する機関や組織の代表を含むものとする。同審議会の構成員のうち、少なくとも3分の1の構成員は就学前教育における現職の教員でなくてはならない。同審議会とその構成員は審議の内容とその質に関して責任を有する。
3. 教育訓練大臣は国家就学前教育カリキュラム審議会による審議の後に、就学前教育のカリキュラムを公布する。教育訓練大臣は、就学前教育のカリキュラムのスタンダード、編成の手続き、修正について規定するとともに、就学前教育機関において使用される遊戯や教材のスタンダードやその選定について規定する。

また、教育訓練大臣は、国家就学前教育カリキュラム審議会の任務、権限、活動方法、スタンダード、人数、そして構成員の構造について規定する。

第 26 条 就学前教育機関

就学前教育は次のように構成される。

1. 生後 3 か月から 3 歳までの乳幼児を預かる託児所、独立乳幼児班
2. 3 歳から 6 歳までの幼児を預かる幼稚園、独立幼児学級
3. 託児所と幼稚園の両方を備える子ども園、子ども学級の場合、3 カ月から 6 歳までの乳幼児を預かる。

第 27 条 就学前教育の発展政策

1. 国は就学前教育を発展させるための投資政策を講じる。国は、山岳地域、島嶼部、少数民族居住地域、特別な困難を抱える社会・経済条件をもつ地域、工業地帯における就学前教育の発展を優先する。
2. 国は社会の需要に応じるため、組織や個人が就学前教育に投資することを奨励する政策を講じる。
3. 政府は本条の詳細について定める。

第 2 項 普通教育

第 28 条 普通教育における教育段階および対象年齢

1. 普通教育における教育段階および対象年齢は次のように規定される。

a) 小学校教育は、第 1 学年から第 5 学年までの 5 年間であり、入学年齢は 6 歳であり、年を越すごとに 1 歳を加える方式²²で計算する。

b) 中学校教育は、第 6 学年から第 9 学年までの 4 年間であり、入学するには小学校課程の修了と、年を越すごとに 1 歳を加える方式で計算して 11 歳に達していることが求められる。

c) 高校教育は、第 10 学年から第 12 学年までの 3 年間であり、入学するには中学校の卒業資格と、年を越すごとに 1 歳を加える方式で計算して 15 歳に達していることが求められる。

2. 生徒が飛び級する場合、または生徒が本条第 1 項で規定された年齢を上回って就学する場合については、次の場合が含まれる。

a) 知能の発達が早い生徒が、飛び級をする場合

b) 規定の年齢を上回って就学する生徒には次の場合が含まれる。留年をした生徒、社会・経済的に特別に困難な地域の生徒、少数民族の生徒、障害をもつ生徒、体力や知能の発達が遅い生徒、身寄りのない孤児、貧困世帯の生徒、帰国子女の生徒、および法律に規定されたその他の場合である。

3. 普通教育は基礎教育段階と職業志向教育段階の 2 つに分けられる。このうち、基礎教育段階は小学校の教育段階と中学校の教育段階からなる。また、職業志向

教育段階とは高校の教育段階である。職業教育機関の生徒は高校水準の知識量を学習することができる。

4. 教育訓練大臣は、第1学年に入学する前の少数民族の子女に対するベトナム語の指導および学習について規定する。教育訓練大臣は、職業教育機関における高校水準の知識量の指導について規定する。教育訓練大臣は、本条第2項において規定された各場合について規定する。

第29条 普通教育の目標

1. 普通教育の目標は、道徳や知能、体育、審美眼、基本的な諸技能について学習者の全面的な発達を促し、個人としての能力や積極性・創造性を育むことである。また、社会主義ベトナムにおける個人として人格を形成し、公民としての責任感を育てる。普通教育の目標は、高等教育、職業教育の課程で継続的に学習するため、あるいは労働生活のための準備を行い、祖国の建設と防衛に参加するためである。
2. 小学校教育は、道徳や知能、体育、審美眼、能力について、児童の発達のための初歩段階の形成を促し、これを中学校へと継承するための準備を図ることを目標とする。
3. 中学校教育は、小学校教育の成果をより強固にし、発展させることを目標とする。中学校では基礎となる普通教育の学習を保障し、技術や職業的志向についての最小限必要となる認識を持ち、これを

高校や職業教育課程へと継承することを目標とする。

4. 高校教育は、公民としての知識を備えさせることを目標とする。高校教育は、中学校の成果をより強固にし、発展させ、普通教育の学習を完成させ、技術や職業的志向についての一般的な認識を持ち、将来を選択するために個人的能力を発揮する条件を整え、これらを高等教育、職業教育課程、もしくは労働生活へと継承し、祖国の建設と防衛を図ることを目標とする。

第30条 普通教育に求められる内容と方法

1. 普通教育の内容は、普遍的、基礎的、全面的、かつ職業的志向を有し、体系的であることが求められる。かつ、生活上の実践に結びつき、当該年齢の生徒の生理・心理に適応し、教育段階ごとの教育目標に対応しなければならない。
2. 教育段階ごとに求められる内容は次のように規定される。
 - a) 小学校教育は、体育、情操、社会的スキルについて、児童が全面的に発達するための基礎を保障し、自然や社会や人間について、児童が必要最低限の知識を習得することを保障しなければならない。また、児童が社会道徳の認識を持つとともに、聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと、計算することについての基礎的技能を備え、身体を鍛錬し衛生的に保つ習慣を身につけ、歌・踊り・音楽・美

術についての基本的知識を深めることを保障しなければならない。

b) 中学校教育は、小学校の履修内容を強化し、発展させなければならない。また、生徒がベトナム語や数学、ベトナム民族の歴史についての普通教育の基本認識を深め、社会科学や自然科学、法律、情報、外国語などの知識を備え、技術や職業的志向に関する必要最低限の認識をもつことを保障しなければならない。

c) 高校教育は、中学校の履修内容を強化し、発展させ、普通教育の内容を完成させなければならない。普通教育的かつ基礎的、全面的、職業的志向を持った知識水準を保障するための主要な教育内容に加えて、特定の学問分野では、生徒の能力を高め、学習意欲に応えるために、さらに高度な内容を設定するものとする。

3. 普通教育の方法は、生徒の積極的、自覚的、主体的、創造的な性格を養い、学問および学年ごとの特色と対象となる生徒の個性に対応しなければならない。また、自ら学ぶ方法を習得し、学びの興奮を感じ、協力する技能と独立して思考する能力を身に付けさせるものでなければならない。そして、学習者の資質と能力について全面的に発達させ、情報・通信技術の教育過程への応用を強化するものでなければならない。

第 31 条 普通教育のカリキュラム

1. 普通教育のカリキュラムは次に示す要

求を満たすものでなければならない。

a) 普通教育の目標を体現するものであること。

b) 各教育段階の修了時における学習者の資質と能力について到達目標を規定すること。全国のすべての児童を対象とする義務教育の内容について規定すること。

c) 各学年・各教育段階における諸学問の教育活動組織の方法と形態、並びにその教育成果の評価の方法と形態について規定すること。

d) 国全体において統一させるとともに、運用においては柔軟に実施し、地方や普通教育機関の具体的な条件に対応させること²³。

e) 公布に先立ち、組織や個人の意見を広く汲み取って試行すること。公布後は、公表・公開すること。

2. 教育訓練大臣は国家普通教育カリキュラム審議会を設立し、同審議会は普通教育のカリキュラムについて審議する。同審議会の構成は、教育に関して経験と威信がある教員、教育管理職、科学者、並びに関連する機関や組織の代表を含むものとする。同審議会の構成員のうち、少なくとも 3 分の 1 の構成員は普通教育の各教育段階における現職の教員でなくてはならない。同審議会とその構成員は審議内容とその質に関して責任を有する。

3. 教育訓練大臣は、普通教育のカリキュラムの質に関して責任を有する。教育訓練大臣は国家普通教育カリキュラム審議

会による審議の後に、普通教育のカリキュラムを公布する。教育訓練大臣は、普通教育のカリキュラムのスタンダード、編成・修正の手続きについて規定し、普通教育機関が新しい教育の諸内容、方法について試行的に取り組むための目標、対象、規模、期間について規定する。また、教育訓練大臣は、国家普通教育カリキュラム審議会の任務、権限、活動の方式、スタンダード、人数、そして構成員の構造について規定する。

第32条 普通教育の教科書

1. 普通教育の教科書は次のように規定される。
 - a) 教科書は普通教育のカリキュラムを展開し、普通教育のカリキュラムにおいて求められる教育の目標、内容、そして生徒に求められる資質と能力を具体化するものである。教科書は、授業の方法や教育の質に関する考査、評価方法について方向性を定める。教科書の内容と形態は、民族、宗教、職業、性別、年齢、および社会的地位について偏見をもつものではない。教科書は、印刷製本教科書、ブライユ点字教科書、そしてデジタル教科書の各形態のもとで体现される。
 - b) 各教科においては1種類あるいは複数の教科書が発行される²⁴。教科書の編纂においては社会化を実施し、教科書の出版は法律の規定に基づいて行われる。
 - c) 地方各省の人民委員会は、教育訓練大

臣の規定に基づいて、管轄地域の普通教育機関が安定的に使用する教科書の選定について決定する。

- d) 地方各省の人民委員会が編纂を行う地域教育教材は、地方のニーズに対応してその特色に合ったものとし、地方各省の審議会によって審査され、教育訓練大臣によって決定される。
2. 教科書の検定を目的として、教育訓練大臣は教育段階ごとの各教科、教育活動に対応した国家教科書審議会を設置する。同審議会の構成は、教育に関して経験と威信がある教員、教育管理職、科学者、並びに関連する機関や組織の代表を含むものとする。同審議会の構成員のうち、少なくとも3分の1の構成員は当該教育段階における現職の教員でなくてはならない。同審議会およびその構成員は、審議内容と質に関して責任を負わなければならない。
 3. 教育訓練大臣は普通教育における教科書に関して責任を有する。教育訓練大臣は、国家教科書審議会によって審査された後、普通教育機関において使用する教科書を決定する。教育訓練大臣は、普通教育における教科書のスタンダード、編纂・修正の手続きについて規定し、普通教育機関における教科書の選定手続きについて規定する。また、教育訓練大臣は、国家教科書審議会および地方各省教科書審議会の任務、権限、活動の方式、スタンダード、人数、そして構成員の構造に

について規定する。

4. 地方各省人民委員会の主席は地域教育教材の審査を行う地方各省審議会の設立について決定する。

第 33 条 普通教育機関

普通教育機関は次のように構成される。

1. 小学校
2. 中学校
3. 高校
4. さまざまな教育段階をもつ普通学校

第 34 条 小学校課程、高校課程の修了証明、中学校、高校の卒業証書の授与

1. 小学校の課程を修了し、教育訓練大臣の定めるすべての条件を満たした児童については、小学校長が小学校の課程を修了したことを児童の成績表に明記する。
2. 中学校の課程を修了し、教育訓練大臣の定めるすべての条件を満たした生徒は、地方各県人民委員会に属する教育の専門機関の代表により、中学校の卒業証書が発行される。
3. 高校の課程を修了し、教育訓練大臣の定めるすべての条件を満たした生徒は、試験に合格すれば、地方各省人民委員会に属する教育の専門機関の代表により、高校の卒業証書が発行される。

教育訓練大臣の規定に基づき試験を受ける条件を満たしながらも試験を受けなかった、あるいは合格しなかった生徒は、学校長により普通教育カリキュラム修了

証明書が授与される。

普通教育カリキュラム修了証明書が使用されるのは、必要に応じて高校卒業証書を取得するため学習者が受験の申請をする場合、職業教育課程に進学する場合、あるいは具体的に法律で定められる場合である。

4. 中学校の卒業証書を持ち、職業教育機関において中級レベルに進学したものが、教育訓練大臣の規定に基づき高校水準の知識量を学習し、試験に合格した場合は、高校水準の知識量を実施する教育機関の代表によって高校水準の知識量に関する学修証明書が発行される。

高校水準の知識量に関する学修証明書が使用されるのは、職業教育のより高次の課程に進学する場合、あるいは具体的に法律で定められる場合である。

第 3 項 職業教育

第 35 条 職業教育の教育水準

職業教育は、初級レベル、中級・短大レベルおよびその他の職業教育カリキュラムにおいて学習者に対して実施され、生産、経営、サービスにおける直接的な人材要求に対応する。

第 36 条 職業教育の目標

職業教育の目標は、生産、経営、サービスに直接的に資する人材を養成することである。職業教育の目標は、教育水準に応じて職

業を遂行する能力をもち、道徳と健康、職業的良心を備え、創造的能力をもって国際統合の環境に適応できる人材を養成することである。職業教育の目標は、労働の能率と質を向上させ、学習者が課程を修了した後で就職すること、自ら仕事を作りだすこと、あるいはより高次の教育課程に進学することを可能にすることである。

第 37 条 職業教育の組織と活動

職業教育の組織と活動は、本教育法および職業教育法²⁵の規定に基づいて実現される。

第 4 項 高等教育

第 38 条 高等教育の各課程

高等教育は、学士課程、修士課程、博士課程において行われる。

第 39 条 高等教育の目標

1. 高い水準でマンパワーを訓練し、人民の知的水準を高め、人材を養成する。科学・技術の研究を通じて新しい知識、製品を生み出し、社会・経済の発展の要求に資するとともに、国防、安寧、国際統合を保障する。
2. 教育を通じて、学習者が徳、知、体、美に関して全面的に発達し、知識、技能、職業的責任を備えられるようにする。また、教育を通じて、学習者が教育水準に応じて科学技術の進歩について理解し、自ら学習し、創造し、仕事の環境に適応

できるようにするとともに、起業家的精神²⁶と人民に対する奉仕の意識を備えるようにする。

第 40 条 高等教育の組織と活動

高等教育の組織と活動は、本教育法および高等教育法の規定に基づいて実現される。

第 2 節 生涯教育

第 41 条 生涯教育の目標

生涯教育は、仕事をもつ人が誰でも、継続的に学び、生涯にわたって学習できるようにし、個人の能力を発揮させ、人格を完成させ、理解を広げ、学問、専門性、そして業務の水準を高めるための条件を整える。これにより、仕事をみつけ、自ら仕事を創り出し、社会生活に適応することが求められる。生涯教育は、学習社会の形成に資するものである。

第 42 条 生涯教育の任務

1. 法律の規定に基づき当該年齢にある非識字者をなくす。
2. 教育、研修を通じて職業人材の能力を向上させる。すべての人にとって生活上必要となる知識、技能を更新し、補てんする。学習の必要がある人が学問の水準を向上させるための機会を整備する。

第 43 条 生涯教育のプログラム、形態、内容、方法

1. 生涯教育のプログラムは次のように構

成される。

- a) 非識字撲滅プログラム
- b) 学習者の要求に対応する教育プログラム、および最新の知識・技能を獲得し、技術移転を行うための教育プログラム
- c) 職業的能力の水準を高める訓練プログラム
- d) 国民教育制度の卒業証書（学位）を授与されるカリキュラムに属する教育プログラム

2. 生涯教育プログラムの実施形態

- a) 現職教育
- b) 遠隔教育
- c) 自己学習、あるいは指導に基づいた自己学習
- d) 学習者の要求に対応するその他の学習形態

3. 本条第1項 a, b, c において規定された生涯教育のプログラムの内容は、実際の性格を備えたものでなくてはならず、学習者が労働、生産、仕事をするうえで能力と生活の質とを高められるようにするものでなくてはならない。

本条第1項 d において規定された生涯教育のプログラムの内容は、国民教育制度の構造枠組み、ベトナム国家資格枠組みにおける水準を満たすことを目的として、本教育法第31条、および職業教育法と高等教育法で定められた教育カリキュラムの内容、教育水準の要求に対応しなければならない。

4. 生涯教育の方法は、指導と学習の質、

効果を高めるために、学習者の主体的役割を高め、自己学習能力の養成を重視し、現代的な施設と技術を活用するものでなければならない。

5. 教育訓練大臣、労働・傷病兵・社会大臣は、その任務と権限の範囲において、生涯教育のプログラム・教科書・教材の詳細について定める。

第44条 生涯教育機関

1. 生涯教育は、生涯教育機関、普通教育機関、職業教育機関、高等教育機関、文化機関、職場、地域において実施される。また、生涯教育はマスメディアやその他の方法を通じても実施される。

2. 生涯教育機関は次のように構成される。

- a) 生涯教育センター
- b) 職業教育・生涯教育センター
- c) 共同学習センター
- d) 生涯教育任務を遂行するその他のセンター

3. 生涯教育機関による生涯教育プログラムの実施は、次のように規定される。

- a) 生涯教育センター、職業教育・生涯教育センターは、本教育法第43条第1項において規定された教育プログラムを実施するが、職業教育の中級レベルの卒業証書、短大の卒業証書、および大学の学位を授与するためのカリキュラムを実施できない。
- b) 共同学習センターは、本教育法第43条第1項 a および b において規定された

プログラムを実施する。

- c) 生涯教育任務を遂行するその他のセンターは本教育法第 43 条第 1 項 b および c において規定されたプログラムを実施する。

4. 普通教育機関、職業教育機関、高等教育機関は、生涯教育プログラムを実施する時も、本来の任務に支障をきたしてはならない。その実施は、国の教育管理機関の許可に基づいて、本教育法第 43 条第 1 項 d において規定されたプログラムを行う場合に限られる。
5. 高等教育課程の教育を現職教育形態において実施する時は、高等教育法の規定に基づいて行う。

第 45 条 学習成果の評価と認定

1. 非識字撲滅プログラムに参加した受講生は、教育訓練大臣の定めるすべての条件を満たした場合、非識字撲滅プログラムを修了したことが認定される。
2. 本教育法第 43 条第 1 項 d において規定された中学校課程を修了した受講生は、教育訓練大臣の定めるすべての条件を満たした場合、地方各県人民委員会に属する教育の専門機関の代表によって中学校卒業証書が授与される。
3. 本教育法第 43 条第 1 項 d において規定された高校課程を修了した受講生は、教育訓練大臣の定めるすべての条件を満たした場合、卒業試験に合格することで、地方各省人民委員会に属する教育の専門

機関の代表によって高校卒業証書が発行される。卒業試験を受けなかった、あるいは合格しなかった受講生は、生涯教育センターの代表によって普通教育カリキュラム修了証明書が授与される。

4. 教育カリキュラムを修了した受講生は、ベトナム国家資格枠組みの規定に基づき教育課程が求める基準に達した場合、当該教育課程に対応した卒業証書が授与される。
5. さまざまな形態によって複数の教育プログラムを学ぶ受講生は、試験を受けて本教育法第 43 条第 1 項 b、c において規定された教育プログラムの基準を満たすことで、当該プログラムに相応した修了証書が授与される。

第 46 条 生涯教育の発展政策

1. 政府は生涯教育が発展するための投資政策をとり、すべての人のための教育を実現する。政府は、成人による学習を促進し、学習社会を形成する。政府は、学習者の生涯学習社会への要求に対応するため、質の高い生涯教育サービスに組織、個人が参加し、提供することを奨励する。
2. 機関、組織は、管理職、公務員、機関職員²⁷、および労働者が発展し、生活の質を高めるために、彼らが恒常的に学習し、生涯学習を受けられるようにする条件を整える責任を有する。
3. 職業教育機関、高等教育機関は生涯教育機関と連携して、学習者の学習要求に

対応するために、生涯教育機関に学習資源を提供する責任を有する。教員養成機関は教育科学に関する研究を行うとともに、生涯教育機関の教員を養成、研修する責任を有する。

※第 47 条以降は、第 32 巻掲載予定

第 3 章 学校、特殊学校、その他の教育機関（第 47 条～第 65 条）

第 4 章 教員（第 66 条～第 79 条）

第 5 章 学習者（第 80 条～第 88 条）

第 6 章 教育における学校・家庭・社会の責任（第 89 条～第 94 条）

第 7 章 教育への投資と教育財政（第 95 条～第 103 条）

第 8 章 教育に対する国の管理（第 104 条～第 112 条）

第 9 章 試行に関する条項（第 113 条～第 115 条）

注

- 2019 年改正教育法では、全体的な特徴としてはグローバル化への対応や個に応じた教育観がみられるが、「教育の目標」においてはベトナム人としての愛国心や民族精神の文言が新たに追加されており、国民統合を意識したものとなっている。
- 原語は **văn bằng**（漢字表記：文憑、以下同様）であり、卒業証書や大学等の学位記、学位の証書などを意味する。これらは使用される文脈において各教育段階の卒業証書または大学等の学位として異なる意味をもつものであるが、本邦訳では一貫して「卒業証書（学位）」と意識している。
- 原語は **phổ cập giáo dục**（普及教育）である。ベトナムは 2017 年に国家行動計画を打ち出し SDGs の各目標と共通する 17 の国家目標を定め、その目標 4 において「すべての人々に質の高い、公平で、全面的な教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」として SDGs を強く意識してい

る。このことから、本邦訳では「教育の普遍化」と意識している。

- 原語は **giáo dục bắt buộc**（強制教育）であるが、条文の意味するところをふまえ、本邦訳では「義務教育」と意識している。
- 原語は **khối lượng kiến thức văn hóa trung học phổ thông**（普通中学文化知識量）である。教育訓練省の規定（教育訓練省 2022 年 11 月 8 日第 15 号通達「職業教育機関における高校水準の知識量の指導に関する規定」）をふまえると、それは「高校のいくつかの科目において基本となる内容のこと」と定義される。こうした定義や条文の内容に鑑み、本邦訳では「高校水準の知識量」と意識している。
- 原語は **giáo dục mầm non**（芽生え教育）である。教育制度上の位置づけをふまえて、本邦訳では「就学前教育」と意識している。
- 短大はこれまで高等教育機関として位置づけられていたが、2014 年 11 月に制定された職業教育法を受けて、大多数は労働・傷病兵・社会省に移管され、職業教育体系に位置づけられるようになっている。こうした短大では、教育課程の編成や評価活動において企業との連携が重視されている。なお、就学前教育段階の教員養成を担う師範短大は教育訓練省の所管のままとなっている。
- 原語はそれぞれ **trình độ đại học**（大学程度）、**trình độ thạc sĩ**（碩士程度）、それから **trình độ tiến sĩ**（進士程度）である。教育制度上の位置づけをふまえて、本邦訳では「学士課程」、「修士課程」、「博士課程」と訳出している。
- ベトナムは 2016 年に「ベトナム国家資格枠組み」を公布している。それにより、ベトナムの大学がより質の高いカリキュラムを設計する際の基準とすること、そして人材の国際化を図るため ASEAN 諸国との相互参照枠として機能することが期待されている。
- 原語は **hướng nghiệp và phân luồng trong giáo dục**（教育における職業志向と分岐）である。現在ベトナムでは、教育熱の高まりを背景に、多くの国民は「大学を卒業する」ことをその子弟に期待している。実態としては、大学を卒業したにも関わらずタクシーの運転手などをはじめ比較的単純な労働に従事せざるを得ないことや、あるいは未就労・失業問題などが若年層において生じていることが問題視されている。こうしたことを背景に、学校教育のなかで職業に関する知識をもち職業選択について考えたり、自己に適した進学のルートについて検討したりすることが児童生徒に求められるようになっていく。本邦訳では、このことをふまえて、「キャリア教育と教育の複線化」と意識している。
- 原語は **chứng chỉ**（証紙）であり、証明書を意味する。これは文脈に応じて、研修等、一定

- の学習コースを修了したことや、TOEIC等の試験結果ないし語学力等を示す資格を意味するものである。このことをふまえて、本邦訳では一貫して「修了証書（資格）」と意識している。
- 12 原語は **công dân**（公民）であり、公民や国民を意味する。ベトナム語には国民を意味する **quốc dân**（漢字表記：国民）という別の単語も存在する。ベトナムにおいて公民は国民とほぼ同義に用いられているが、原語の違いを尊重し、本邦訳では一貫して「公民」と訳出している。
- 13 原語は **công bằng xã hội**（社会公平）であり、注3において述べたように、ベトナムはSDGsを強く意識していることから、ここでは「社会的公正」と訳出している。
- 14 教育の普遍化では授業料の免除をめざしつつも実際には授業料が必要であるのに対して、義務教育では原則として授業料が免除されるという違いがある。
- 15 ベトナムにおける「教育の社会化」とは、いわゆる社会学の分野で用いられる「社会化」とは意味が異なる。社会学における「社会化」とは、個人がその所属する社会で求められる価値・規範を学習していく過程を意味するのに対し、ベトナムの「社会化」とは主として公的事業における提供者・管理運営主体の多様化や財源の多元化を意味するものである。
- 16 原語は **giáo dục tư thục**（私塾教育）であるが、日本語の「私塾」とは意味が異なることに鑑み、本邦訳では「私立教育」と訳出している。
- 17 原語は **cán bộ quản lý giáo dục**（教育管理幹部）であるが、本邦訳では「教育管理職」と訳出している。
- 18 教育政策の立案においては、①科学研究の成果、②ベトナムにおける実践、③国際動向に基づくことが規定されており、全体として教育政策の立案にあたっては国際動向が重視されている。
- 19 2005年改正教育法では第20条「教育活動における禁止事項」において「全民族の団結」と表現されていたが、2019年改正教育法では「全民族の大団結」に改められており、ベトナムの国民統合や民族としての結束がいっそう強調されている。
- 20 評価活動、筆記試験、入試の原語は、**kiểm tra**（検査）、**thi**（試）、**tuyển sinh**（選生）である。**kiểm tra**はそれぞれ学力の状況を平常の授業の際に把握する形成的評価、**thi**は一定の学習期間を経た後に学力の状況を確認する総括的評価（期末試験など）、**tuyển sinh**は教育機関に入学する生徒・学生を選抜するうえでの評価を意味する。本邦訳では、それぞれ「評価活動」、「筆記試験」、「入学試験」と意識した。
- 21 2019年改正教育法では、就学前教育および初等・中等教育の各課程において、学習者の資質・能力に関して到達目標を定めることが規定されている。また、教育の過程においては形成的評価をはじめとして教育評価の役割も重視されるようになっている。
- 22 誕生時には零歳であり、太陽暦で年を越すと1歳となる（日本のように誕生日で満年齢を数える方法とは異なる）。なお、ベトナムでは生活習慣としての旧暦は存在するが、法的には太陽暦を採用している。
- 23 2020年度より施行されているベトナムの新カリキュラムでは、地方や学習者の特性をふまえて、小学校の選択教科として「少数民族言語」や「外国語」などの教科を設定することができるようになった。各地方や学校に教育課程編成上の一定の裁量が与えられている。
- 24 従来のベトナムの教科書制度では国定制が採用され、ベトナム教育出版社が教科書を発行してきた。しかし、2020年度より検定制による教科書制度が施行され、教科書が多様化するとともに、複数の出版社により教科書が発行されるようになっている。
- 25 ベトナムでは2010年代を中心に教育関連法規の制定が進んだ。具体的には2010年に障害者法が、2012年に高等教育法が、2014年に職業教育法が、2016年に少年法がそれぞれ制定された。こうした状況のもとで2019年改正教育法では、職業教育や高等教育など各教育制度の詳細については各教育関連法規において規定するとしている。
- 26 原語は **tinh thần lập nghiệp**（立業精神）である。近年ベトナムでは、政策を通じて起業家の文化や環境の形成を促進している。なかでも、2017年には政府首相第1665号決定「『2025年までの生徒・学生の起業支援』提案の承認に関する決定」が打ち出され、起業を促すために学生・生徒を支援し、起業家教育を促進することが定められた。こうした状況をふまえ、本邦訳ではこれを「起業家の精神」と意識している。
- 27 原語はそれぞれ **công chức**（公職）、**viên chức**（員職）であり、主として前者は国家機関に所属する国家公務員を、後者は国立・公立機関の職員を意味する。本邦訳では、前者を「公務員」、後者を「機関職員」と意識している。

2019 Education Law of Vietnam (1)

SEKIGUCHI Yohei *¹

CHIKADA Masahiro *²

Abstract

This paper is the Japanese translation of the 2019 Education Law of the Socialist Republic of Vietnam. This volume covers Chapter 1 (Articles 1-22) and Chapter 2 (Articles 23-46). The law is the third legislated education law in Vietnam, following the 1998 Education Law and 2005 Education Law as the amendment of 1998. While the Law of 1998 was the first to cover and systematize national education in the socialist market economy of ‘Doi Moi’ regime, the Law of 2005 focused on improving the quality and standard of education. Subsequently the Vietnamese government made partial revisions and additions in 2009, 2014, and 2015, then fully revised as the 2019 Education Law promulgated on 14 June 2019.

The Law consists of 115 articles followed by Chapter 1: General Provisions (Articles 1-22), Chapter 2: National Education System (23-46), Chapter 3: Schools, Special Schools and Other Educational Institutions (47-65), Chapter 4: Teachers (66-79), Chapter 5: Learners (Articles 80-88), Chapter 6: Responsibilities of Schools, Families and Society in Education (89-94), Chapter 7: Investment and Finance in Education (95-103), Chapter 8: State Management of Education (104-112), and Chapter 9: Implementing Provisions (113-115).

The law aims to universalize preschool education and lower secondary education in addition to primary education. By raising the minimum requirement for primary school teachers to a bachelor’s degree, the government intends to meet the international standard on teacher training. Ensuring the quality and mobility of human resources within the ASEAN region, the government established ‘National Qualification Framework’ while the socialistic phrases are comparatively decreasing but remaining.

The basic direction of the law is to raise the competitiveness of Vietnamese

* 1 Associate Professor, Faculty of Education, Kio University.

* 2 Professor, Graduate School of International Cooperation Studies & Institute for Promotion of Higher Education, Kobe University.

individuals and the nation by achieving high-quality education for responding to globalization. Vietnamese government reinforces the national integration while balancing quantitative expansion and quality assurance in education.